

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令（案）
について（概要）

令和 7 年 12 月 12 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

I 改正の概要

医療法等一部改正法による番号利用法別表の改正に伴う準法定事務の追加

- 医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「医療法等一部改正法」という。）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）が改正され、新たに個人番号の利用が可能となる事務として、番号利用法別表 122 の 2 の項として「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が追加される予定。
- これを踏まえ、事務の処理に当たり必要な限度で個人番号の利用を可能とするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号。以下「準法定事務主務省令」という。）を改正し、以下の事務を準法定事務に追加する。

医療手帳対象者への支給事業の実施（新設）

- ・ 本事務は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号。以下「水俣病被害者特措法」という。）第 2 条第 2 項に規定する関係県の知事が実施する「水俣病総合対策費補助金交付要綱」（平成 4 年 4 月 30 日付け環保業第 227 号環境事務次官通知）に規定する医療手帳の交付を受けた者に対する療養費の支給事業の実施に関する事務である。
- ・ 当該事業に関する事務について、番号利用法別表 122 の 2 の項の下欄に掲げる事務（水俣病被害者特措法による療養費の支給に関する事務）に準ずる事務として新たに規定し、個人番号の利用を可能とする。

II 今後の予定

- 公布日：令和 8 年 1 月下旬
- 施行期日：公布日